

平成25年度 特定施設入居者生活介護事業者の募集に関する質問事項

	質問内容	回答
1	小規模多機能型の併設を加点で提出しますが、指定内定受理書の写しは事業計画書提出時点で必ず必要でしょうか？	原則として必要となりますが、小規模多機能型については、部会に諮らうえて内定通知を発送するため、既に内定通知を受領している事業者を除いて、その写しを添付することはできません。 これから小規模多機能型を計画している場合においては、介護保険課で申請を受領したことを証明できる書類を添付していただくことで、内定通知と見なすこととなります。
2	事業計画書 添付書類のなかの 5-(6) 誓約書 とは、どのような書類でしょうか？	運営予定事業者として決定された場合には、当該サービス形態を満たすことを法人として誓約していただくものです。 なお、様式は任意となります。 ※誓約書には、誓約内容を必ず列記してください。
3	(サービス形態等に関する事項) 1の専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置しているとは、非常勤でも構わないのでしょうか？	記載に誤りがありました。特定施設入居者生活介護事業者選定基準3-1に記載のとおり『常勤』となります。
4	公募の対象となる募集定員数は83名であるが、83名を特定とし、それを超える床数を住宅型とすることは可能か？	特定施設入居者生活介護の指定は、特定施設単位で行われるものとなっているため、一の特定施設の中で、特定施設入居者生活介護の指定を行う部分と、指定を行わない部分に分けることは、不明瞭かつ不適切な運営形態が生じる可能性があることから、認められません。 そのため、一の有料老人ホームとして届出されたものの中に、介護付有料老人ホームの部分と住宅型有料老人ホームの部分が混在する形態も認められません。
5	特定施設入居者生活介護事業者選定基準3-6併設サービスについて、同一建物内又は同一敷地内に別の法人が小規模多機能型居宅介護事業所を開設し運営する場合であっても加点の対象となるのでしょうか？	この配点は、設置予定者が運営又は運営を予定する事業所において小規模多機能型居宅介護事業所を併設又は同一敷地内に開設した場合に加点していただく項目となります。つきましては、小規模多機能型居宅介護事業所を別法人が運営する場合は、加点の対象となりません。
6	建物オーナーが土地を賃貸借し、施設を建設した後、当社が建物を賃貸借する計画です。この場合建物オーナーと土地所有者との賃貸借契約書の写しを用意すればよろしいのでしょうか？	建物賃貸借契約書の写し、または契約前であれば同意書等の写しを提出してください。
7	協力医療機関は申請書類提出時には契約済みは必須でしょうか？	協力医療機関（協力歯科医療機関を含む。）と取り交わした協定書又は契約書等の写しのいずれかは必要となります。
8	建築工事の見積書は、どの程度のものを用意すればよろしいのでしょうか？	概算で算出した見積書でも構いません。
9	近隣説明は申請書類提出時には行っていなければならないでしょうか？ 説明予定スケジュールのみの添付で可能でしょうか？	町内会長等の地域の代表となる方に対して事業計画の説明を行い、その説明内容を書類にまとめてください。
10	申請書提出時には施設管理者は必須でしょうか？	決まっている必要はありません。ただし、提出していただく勤務表に記載されている職種については、誓約書において配置する旨の誓約をしてください。
11	3-(3)(4) 法人登記簿謄本については、「発行後3ヶ月以内のもの」というようによく期限を設けられますが、特に変更が無ければ公印写しや地積測量図は取得年月日が古くても大丈夫でしょうか？	発行年月日時点の状態を証明する書類となるため、一定の期間を経過している場合は、再度、提出をお願いする場合があります。
12	5-(4) 何についての同意書でしょうか？	看取り介護についての同意書です。
13	5-(6) 任意ということですが、どのようなものを出せばよいのでしょうか？市のHPに掲載されている書式で使えるものはありますか？	誓約書（参考例）を添付しましたので、ご確認をお願いします。
14	小規模多機能の併設にて、玄関（出入口）居室等は、区分を付け、動線が交わらない様になっておりますが、スタッフ使用の事務所内は、区分しなければならぬのでしょうか？ 区分しなくてもならない場合、パーティションでも可能でしょうか？	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、同一施設内で一体的に運営する場合は、兼用することも差し支えありません。 なお、運営上支障がない場合は、必ずしもパーティションで区分する必要はありません。
15	運営指針に「入居者が交流できる談話室を設ける」とあるが、食堂、リビングを入居者の交流出来る場として提供し、プライバシー保護に配慮しなければならない事に関しては、相談室の使用をするという考えでも構わないでしょうか？	兼用することは差し支えありませんが、その場合であっても談話スペースは確保してください。
16	2-5収納設備について、収納設備が設けられていることとは、どのようなものをさしているのでしょうか？	固定式の収納を指します。したがって、可動式の収納は評価の対象となりません。
17	市街化調整区域での計画は募集の対象外としている理由について教えてください。	市街化調整区域での開発は、特定施設入居者生活介護を提供する施設等が市街化区域において開発が困難な場合等と考えておりますので、この度の募集からは除外しております。